

Time With日本橋 シェアオフィスプラン利用規約

興和地所株式会社（以下、「運営主」といいます。）が運営・管理する、別紙に定めるシェアオフィス「Time With 日本橋」及びそれに付随する設備・備品（以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。）のご利用にあたり、下記の通り利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（利用規約の適用）

本規約は、運営主に対し本件施設のシェアオフィスとしての利用を、運営主指定の手続きにより申込み、かつ運営主が必要な審査を行い、これを承諾した方（以下「利用者」といいます。）に対して適用されます。

2 運営主及び利用者は、本規約によっては利用者に借地借家法に基づく借家権が付与されるものではないことを相互に確認します。

3 利用者は、本規約のすべての記載事項について同意した上で、運営主に対し、本件施設の利用を申込みものとします。

第2条（利用申込み、本人確認等）

本件施設の利用をご希望される方は、まず、運営主側の担当者と面談して下さい。面談後、本規約に同意のうえ、所定の利用申込書に必要事項の記入／押印を行い、以下の提出書類とともに運営主に提出することにより、本件施設利用の申込みをして下さいませ。運営主は、当該申込みをおうけした後、所定の審査を行ったうえで、本件施設の利用をご希望される方に、当該申込みに対する承諾または非承諾の通知をいたします。

(1) 法人として申込みをする場合

- ・ 商業登記簿謄本および印鑑登録証明書
- ・ 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
- ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類

(2) 個人または個人事業主として申込みをする場合

- ・ 本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
- ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類

2 本件施設の利用をご希望される方は、申込みにあたって、携わっている事業及び将来携わろうとしている事業の内容を運営主に開示するものとします。

3 本件施設の利用をご希望される方が前各項の定めに従わない場合、または前項の定めにより開示された事業の内容が本件施設に相応しくないと運営主が認めた場合、運営主は本件施設の利用をご希望される方からの申込みを拒むことができます。

第3条（施設の利用）

利用者は、本規約に従い、本件施設の利用をすることができます。

2 本件施設のご利用可能日時は、下記のとおりです。

記

月曜日～日曜日 6:00～24:00

3 シェアオフィス 1名専用プランの4階入退室はスマートロックとなっています。扉のQRコードをスマートフォンで読み取りID及びパスワードを入力し解錠します。必ずスマートフォンは持ち歩いてください。スマートフォンをお持ちでない場合は利用できません。平日6:00～8:00、18:00～24:00、土日祝祭日は本件施設の建物入り口が施錠されるため、ICカードでの解錠が必要となります。利用者にICカードを配布しますので平日6:00～8:00、18:00～24:00、土日祝祭日に本件施設を利用される場合はICカードで建

物入り口を解錠してください。尚、ICカードを紛失した場合は速やかに運営者に報告し、再発行手数料として10,000円(税抜)をお支払い頂きます。

4 利用者は、原則、第2条第2項に基づき運営主に開示した事業を行う目的に限り、本件施設を利用するものとし、それ以外の目的での利用は、運営主の事前承諾がない限り、できないものとしします。

5 利用者は、利用する本件施設の区画・設備の変更について、運営主の指示に従うものとしします。

6 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に立入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は利用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、利用者は了解しているものとしします。

7 本件施設の利用区画、利用代金及びその他の事項については、本規約の末尾に記載する「特記事項」にて定めるとおりとしします。

第4条 (利用代金、保証金等)

利用者は運営主に対し、別添の「要項」にて定める利用代金を支払うものとしします。その支払い方法は、クレジットカードによる決済としします。

2 前項のお支払いは利用開始月の前月25日(土日祝日の場合は翌平日)にお支払いいただき、収納は『株式会社ゼウス』が行います。利用明細・通帳等には収納企業名(株式会社ゼウス)が表示されます。

3 利用者は、本条第1項に定める利用代金とは別に、入会金として月額会費の1ヶ月分(税込)をお支払いいただきます。また、本規約に定める利用者の債務履行を担保するために、利用代金の1ヶ月分相当額を保証金として運営主に預託するものとしします。支払方法はクレジットカードによる決済とし利用開始月の前月25日(土日祝日の場合は翌平日)にお支払いいただきます。当該保証金は本規約が終了する際に、運営主が利用者に対する債権債務、あるいは損害賠償金額と相殺して清算することができるものとしします。かかる場合、運営主は利用者の債務が清算され次第、残余额をすみやかに利用者へ返還するものとしします。

4 利用者は運営主に対し、利用代金及び保証金に加えて、本規約の末尾に記載する「特記事項」にて定める代金を支払うものとしします。

第5条 (利用期間、解約)

本件施設の利用期間は、利用者からの利用代金のお支払いがあったことを条件として、運営主と利用者が、本件施設の利用申込みと承諾の手続きにおいて合意に達した日より開始します。また、第6条で定める契約解除がない場合は、開始日を含む月の翌月から6ヶ月間をもって終了します。ただし、当該期間の終了までに運営主または利用者から相手方に対する解約の通知がなく、利用者から翌月分以降にかかる利用代金のお支払いがあった場合は、翌月1日より末日までの1ヶ月間更新され、以降も同様としします。

2 前項における解約の通知は、解約日の3ヶ月以上前に、書面にて行うものとしします。利用者が解約の通知日から3ヶ月未満の期日を解約日として解約する場合は、解約日から通知後3ヶ月経過日までの日割り計算による利用代金を運営主に支払うものとしします。

3 運営主及び利用者は、本件施設に係る利用者の利用期間終了にあたって、未利用分の利用代金の支払い分、または未払い分を、第4条第3項に定めた保証金を含めて精算するものとしします。月額で設定した利用代金については、日割り計算して精算するものとしします。ただし利用者は、本件施設の利用開始日を含む月の翌月から6ヶ月間が満了する前に終了する場合は、既に支払った利用代金を運営主に請求することができません。

第6条 (ご利用の制限、契約解除)

利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する場合もしくは次項に記載の禁止行為を行った場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- (1) 本規約に違反し、運営主がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
 - (2) 利用申込書における利用者の記載事項が事実と異なる場合。
 - (3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。
 - (4) 本件施設の利用権の譲渡・転貸をした場合。
 - (5) 本件施設を損傷・汚損するおそれがある場合。
 - (6) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
 - (7) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると運営主が判断した場合。
 - (8) 本件施設に運営主の承諾を得ることなく入った場合。
 - (9) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
 - (10) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (12) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
 - (13) 代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
 - (14) 詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- 2 前項に記載する場合の他、以下の行為を禁止します。
- (1) 本件施設に落書き・いたずら等をする行為。
 - (2) 運営主に承諾を得ていない販売、寄付募集等の行為。
 - (3) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
 - (4) 運営主の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、毒性ガス、ガスボンベ等）を持ち込む行為。
 - (5) 運営主の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
 - (6) 運営主の承諾を得ずに火気を使用する行為。
 - (7) 電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
 - (8) 運営主の承諾を得ずに飲酒・喫煙をする行為。
 - (9) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
 - (10) 運営主が本件施設に保管している備品・商品が無断で持ち出す行為。
 - (11) 本件施設内にて宿泊する行為。
 - (12) 本件施設の共用スペース部分を専用使用する行為。
 - (13) 運営主による本件施設の区画・設備変更を妨げる行為。
 - (14) 他の利用者・顧客に配慮のない行為。
- 3 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、運営主が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。
- 4 本件施設が入居している建物周辺における喫煙その他の迷惑行為を禁止します。
- 5 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、運営主が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。

第7条（本件施設の利用にあたっての責務）

利用者は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた備品・商品等は、利用者が責任を持って管理して下さい。

2 他の利用者及び運営主に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。

3 本件施設のご利用に際し、利用者及び当該利用者が本件施設に持ち込まれた備品・商品等に起因する、運営主、顧客、取引先等に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。

4 本件施設は、運営主の承諾がない限り、原状復帰して頂くことを条件として貸し出します。本件施設利用終了後は、運営主からの承諾がない限り、後片付け・清掃も含め、利用前の状態でお返し下さい。

5 本件施設利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、運営主と利用者が別途協議して決定するものとします。特殊な廃棄物を運営主側で処分する場合は、当該処分にかかる費用をお支払い頂く場合がございます。

6 本件施設の利用において、本件施設にない必要備品については、原則、利用者側で手配して下さい。

7 本件施設を損傷、汚損等した場合の修理費・復旧費は、運営主の算定するところに従って、修理・復旧に要する直接・間接費用の一切を利用者にご負担頂きます。

第8条（秘密保持）

利用者は、本件施設の利用を通じて知り得た運営主及び運営主のグループ店の営業上または技術上の秘密情報（顧客情報、運営上のノウハウ、マニュアル等の知的財産を含む）を、運営主の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示してはならず、本件施設の利用以外の活動に利用しないで下さい。

第9条（個人情報保護、顧客情報）

運営主は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者及び利用者の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び運営主が別途定める個人情報保護方針に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

運営主及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第11条（免責）

運営主は、利用者の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損（データを含む）その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。

2 天災地変、疫病、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない不可抗力事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

第12条（損害賠償）

運営主及び利用者は、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができます。

第13条（規約の変更）

当社は、以下の各号に定める場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を本件施設内及び当社のウェブサイトにて掲示します。
- 3 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本件施設を利用したとき、利用者は本規約の変更に同意したものとみなします。

第14条（反社会的勢力の排除）

利用者は、過去、現在及び将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当しないことを保証し、及び暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2 利用者が前項の規定に違反した場合には、運営主は事前に通告することなく本件施設の利用を禁止し、または利用者の登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（合意管轄等）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【特記事項】

(1) 運営主は運営主が運営する以下の本件施設を、利用者に利用して頂きます。

① シェアオフィス 個室 区画

所在地：〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目11番1号 東興ビル6階

設備：机（専用として利用可）

椅子（専用として利用可）

② シェアオフィス 1名専用デスク 区画

所在地：〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目11番1号 東興ビル4階

設備：机（専用として利用可）

椅子（専用として利用可）

(2) 利用者が運営主に支払う(1)の本件施設の利用代金は、以下のとおりとします。

1ヶ月につき 円（税込）

(3) ①シェアオフィス 個室プランの扉の鍵は2本付与します。また、解約時に鍵交換費用として30,000円を頂きます。

(3) 本件施設における電気、ガス、水道料金、インターネット通信回線の使用料は、利用代金に含まれるものとします。

(4) 本件施設に設置したコピー・プリンター機の使用料金は、別途利用者が負担するとします。

(5) 飲食・喫煙・清掃は下記の通りとします。

- ・WebMTG専用ブースでの飲食は禁止します。なお、それ以外の場所であっても臭いの強い飲食物等他の会員に不快感を与える物の持ち込みは禁止します。
- ・本施設の共有エリアは運営管理者で清掃を行います。
- ・利用者が持ち込んだゴミ等の処分は、本建物および地域の規則に従って、当該利用者が行うものとします。
- ・食べ残し、飲み残し、缶、瓶、ペットボトルは各階給湯室のゴミ箱へ、燃えるごみは所定のゴミ箱にて処分してください。

(6) 利用者は、バーチャルオフィスプランにお申し込みの場合にのみ、本件施設の住所を本店所在地として法人登記を行うことができるものとします。その場合、運営主は利用者に対し、法人登記代金として毎月6,000円（税別）を請求いたします。利用者は運営主に対し、当該法人登記代金を、本件施設の利用代金とあわせて支払うものとします。

(7) 利用者は、バーチャルオフィスプランにお申し込みの場合にのみ、郵便物等の受取・預かり及び転送サービスを以下のとおり提供します。

- ① 利用者は、運営主から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺やウェブサイト等に掲示することができます。
- ② 利用者宛の郵便物等はすべて運営主が一時的に収受し預かります。なお、運営主は利用者に対して適宜、郵便物等を預かっている旨を連絡します。ただし、郵便物の一時的な預かりは規定数までとし、最長1ヶ月までの預かり期間とします。これらを超える場合、運営主は連絡無く、着払いでの転送を行います。

- ③ 利用者が希望する場合、郵便物等の転送を行います。転送する場合、1つの郵便物につき500円（税別）の手数料を頂きます。
- ④ 現金書留及び代引き郵便については、運営主は、郵便物等の受取・預かり及び転送サービスによる対応は行いません。
- ⑤ 収受した利用者宛の郵便物等について、犯罪による収益である疑いかそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、運営主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」に基づき、利用者に事前通知することなく、行政庁等に届出を行う場合があります。
- ⑥ ⑤に係る郵便物等および宛先が分からない郵便物等を運営主が収受した場合、運営主もしくは関係行政庁等の判断によっては、利用者へ無断で郵便物等の開封を行う場合があることを利用者は了解し、利用者は開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
- ⑦ 本規約の有効期間終了後は、郵便物等の受取・預かり及び転送サービスも終了します。ただし、運営主と利用者が別途協議し、かつ利用者が所定の代金を運営主に支払った場合は、この限りではありません。

Time With 日本橋 シェアオフィスプラン 利用申込書

(申込者) 住所
連絡先：電話 FAX e-mail
生年月日： 年 月 日
氏名： _____ (印)

※「Time With 日本橋シェアオフィス利用規約」に同意の上、本件施設の利用を申し込みます。申込みにあたっては、本申込書に必要事項を記入のうえ、所定の提出書類とともに、貴社に提出します。

1. 申込日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

2. 申込内容

本件施設	Time With日本橋 シェアオフィス 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目11番1号 東興ビル6階
ご希望の利用期間	
ご希望の業務内容	
持込む予定の備品等	
退去時の保証金残余额の 支払い口座	銀行名： 支店名： 口座種別： 口座番号： 口座名義：
備考	

3. 申込み承諾の通知について

申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。

【本申込に関する問い合わせ及び申込書送付先】

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4丁目11番1号東興ビル4階
Time With日本橋 申込み担当
e-mail : info@time-with.jp